

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（10月分）の申請を検討されている事業者の皆様

本協力支援金（10月分）の申請を検討されている事業者の皆様におかれましては、国の月次支援金の振込みの状況に応じて、以下のいずれかのとおり御対応をお願いいたします。

ケース①

【国の月次支援金の振込みが完了している】

⇒申請期限（2月15日）までに本協力支援金の申請を完了させてください。申請にあたっては、以下(1)又は(2)の書類を提出してください。

- (1) 給付通知書（国の月次支援金の振込みのお知らせ）のコピー又は写真
- (2) 以下の①及び②を合わせて提出
 - ① 国の月次支援金マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）のコピー又は写真
 - ② 国の月次支援金の入金を確認できる通帳（通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込みが確認できるページ）のコピー又は写真

ケース②

【国の月次支援金の振込みが完了していない】

⇒申請期限（2月15日）までにコールセンター（埼玉県中小企業等支援相談窓口）あて御相談ください。

電話：0570-000-678（平日：9:00～21:00 土日祝日：9:00～18:00）

<申請にあたっての留意点>

- 電子申請が完了した場合、事務局から申請受付のメールが届きますので、必ず確認していただきますようお願いいたします。
- ※ 電子申請において提出ボタンを押下すると画面が白くなり、かつ事務局から申請受付完了のメールが届いていない場合、申請が完了していない可能性があります。事業者様のPC利用環境により、原因や対策は様々ですが、一般的にはキャッシュの影響などが考えられます。そのため、「キャッシュの削除」又は「別ブラウザや別端末でお試ししていただく」の対応の上、再度、御申請ください。上記の対応で問題が解決できない場合、大変お手数をおかけしますが、郵送での申請を御検討ください。